

記者発表			
月日(曜日)	担当課室	連絡先	発表者
7月24日(月)	福祉部児童課	直通 078-362-3179 内線 2971	こども安全官 助野 吉郎 (児童福祉班長 増田 稔)

虐待事案の県警察との全件共有を開始します

児童虐待は、個々の事案について事態が急展開して警察の関与が必要な重大事件に発展するおそれもあり、その対応に当たっては、日頃から子どもの生命・身体の保護を責務とする警察と緊密な連携を図ることが必要です。

本県では、これまで単なる泣き声だけなど軽微な事案を除く虐待事案について、県警察と情報共有してきました。

この度、県においては、子どもの安全確保を最優先に考え、虐待事案に速やかに漏れなく対応するため、県こども家庭センターが受理した虐待事案の全てを警察本部と共有する全件共有を令和5年7月26日(水)から開始します。

1 対象事案

県こども家庭センターが受理した虐待事案の全て

2 共有内容

相談受理日、子どもの氏名・性別・生年月日・住所、保護者の氏名、虐待種別等

3 共有方法

県と県警の両者が接続できる県庁WAN内の専用フォルダでデータを送受信

4 共有時期・頻度

月1回

5 共有件数

令和5年度6月分：539件 (cf. 軽微な事案除いた場合73件)

※6/1～6/30に県こども家庭センターが受理した虐待事案